

令和 4 年度補正・令和 5 年度「緑の雇用」事業について
～見直しのポイント～

令和 5 年 2 月
全国森林組合連合会
担い手雇用対策部

令和 4 年度補正および令和 5 年度事業の主な見直しポイントは以下のとおりとなりますので、今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

○ 見直しのポイント

◇ 令和 4 年度補正事業

※予算の状況により助成期間や時期が短縮となる場合があります。

① 多能工化研修（造林作業の技術等の習得）

・経営体が新たに造林事業に取り組む、もしくは拡大して行う場合に、造林作業の経験のない林業従事者に造林作業の基本的な知識、技術を習得させるための集合研修、OJT 研修を行います。

② 多能工化研修（伐採作業等の技術等の習得）

・新たに素材生産事業に取り組む又は素材生産事業を拡大する予定である場合に、研修を希望する素材生産の作業工程に従事していない林業従事者に対して講習受講、OJT 研修を行います。

・伐採作業等の技能講習等を受講させるための経費として、研修生 1 人当たり 11 万円を上限に助成します。

・TR 研修、FW 研修の対象となる者（研修生の要件を満たす者、研修中の者）は対象外です。

（①②共通）

・2 か月、40 日を助成期間の上限として実施することとし、開始時期は令和 5 年 4 月を予定しています。

・4 月開始の多能工化研修は、令和 4 年度の登録経営体に限定されます。令和 5 年度に新規に登録申請を行う経営体は、6 月以降の研修開始となりますのでご注意ください。

◇ 令和 5 年度事業

① 登録申請における優先配分項目の追加

・実施要領の別表 3 「新規就業者の確保・育成対策に係る優先配分の条件及び配点」に「林福連携への取り組み」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」が新たに追加予定と聞いています。

② 林業経営体等の要件の拡充

・令和2年4月1日～令和5年3月31日の間に造林事業を行う経営体を立ち上げた者、若しくは既存の経営体で造林部門を設置した林業経営体（以下「新たに造林事業を開始する者」という。）がFW研修の実施経営体として新たに追加される予定です。

※「新たに造林事業を開始する者」が事業を実施する場合、FW研修（1年目）修了後3年以内に認定事業主となる意思を有していることが必須条件です。

・特定地域づくり事業協同組合又は当該組合の組合員である林業経営体がFW研修の実施経営体として新たに追加される予定です。

③ 特定地域づくり事業協同組合又は当該組合の組合員である林業経営体がFW研修に取り組む場合の研修生の要件

（FW研修1年目）

- ・FW研修（1年目）修了後、5年以上林業に就業できる者
- ・林業就業に必要な健康状態の者
- ・特定地域づくり事業協同組合の従業員となる前も含め林業就業経験が2年未満の者
- ・その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること

（FW研修2年目・3年目）

- ・通常のFW研修と同じ要件です。

以上